

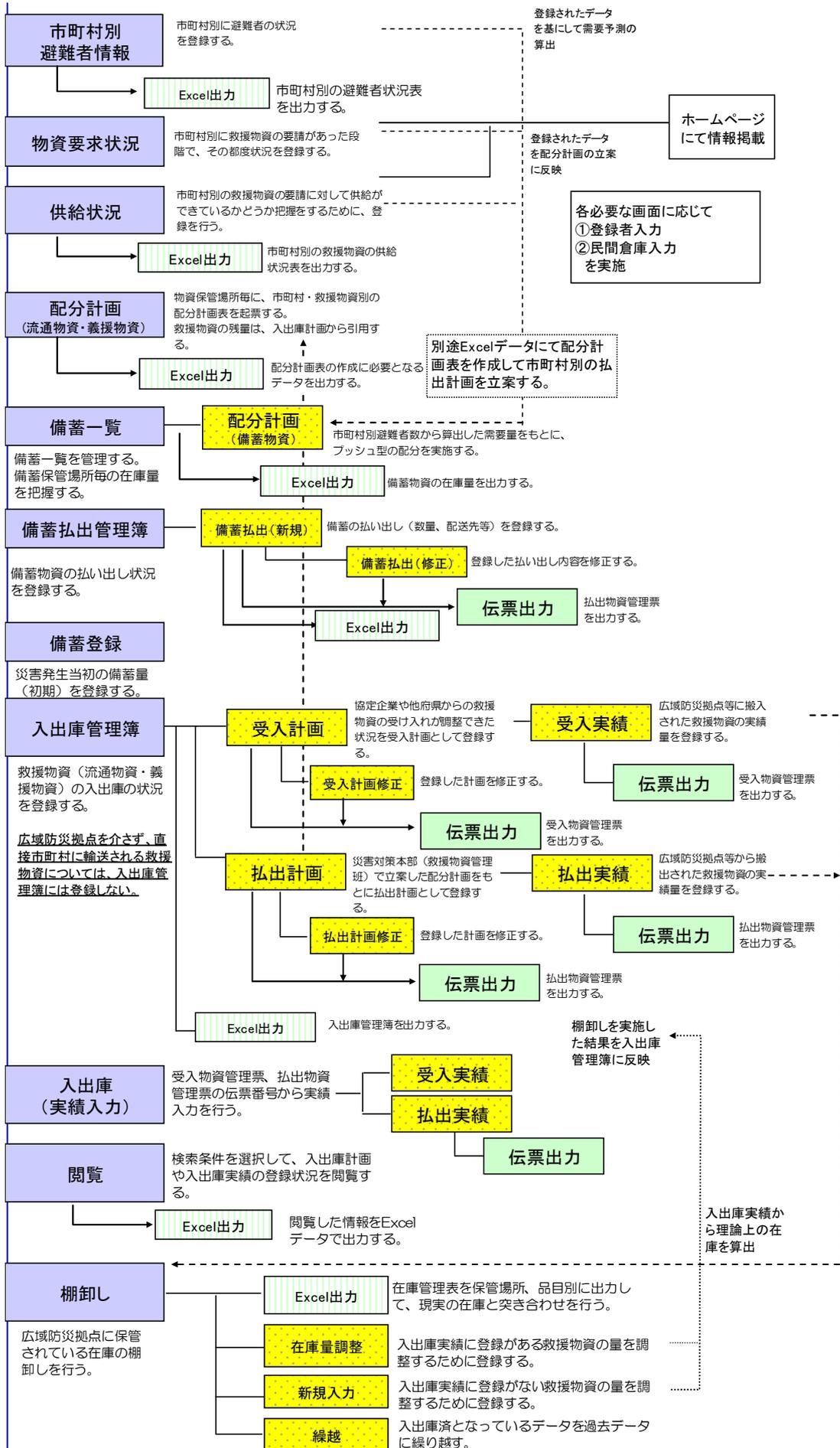
資料編

1	救援物資管理システムの機能（別紙1）	・・・1
2	救援物資管理システムを活用した対応の流れ（別紙2）	・・・4
3	移動県庁用資機材の保管（別紙3）	・・・5
4	広域防災拠点で必要な資機材（別紙4）	・・・6
5	救援物資の供給方法（市町村からの要請に基づく対応）（別紙5）	・・・7
6	救援物資の手配（別紙6）	・・・8
7	プッシュ型物資の配分計画（1人あたりの需要量）（別紙7）	・・・10

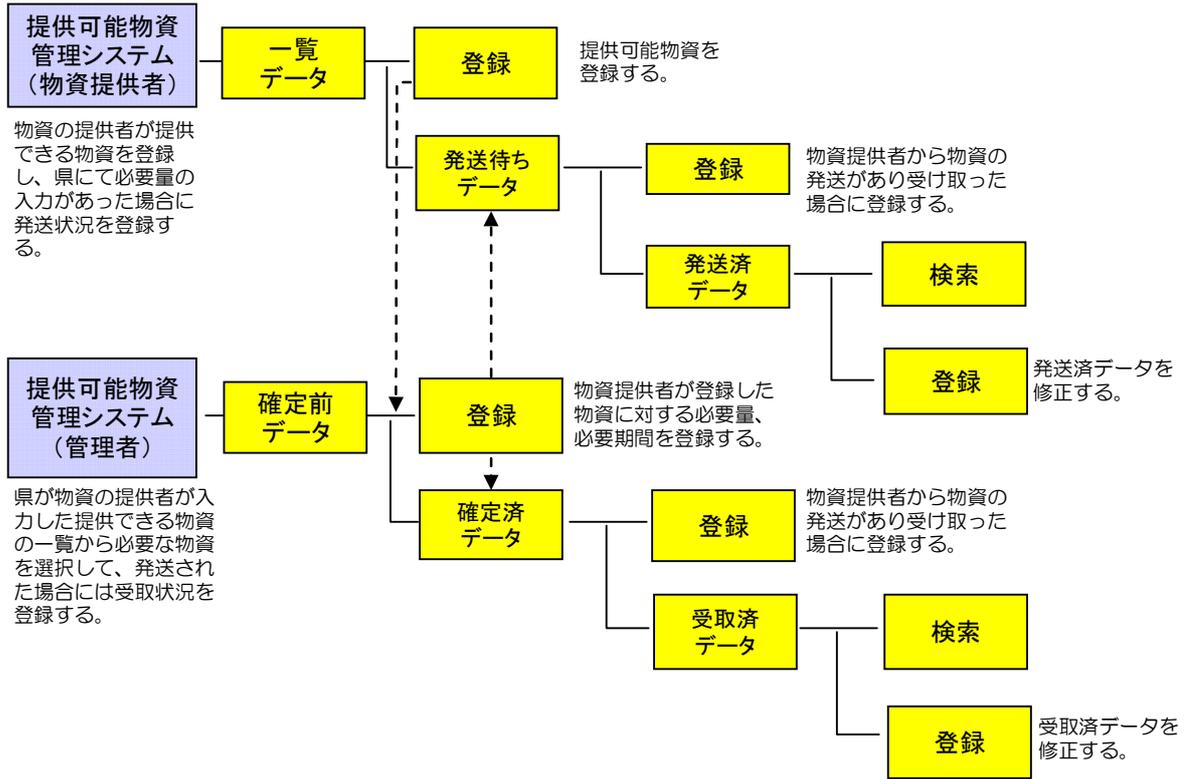
救援物資管理システムの機能 1

保管場所別、物資の種類別の救援物資管理システムの活用機能				
		保管場所		
		広域防災拠点	その他倉庫	振興局等の 備蓄保管場所
物資 の種類		流通物資		備蓄物資
		義援物資		
救援物資管理システム にて活用する機能	共通	物資要求状況 物資供給状況		
	個別	配分計画（流通物資・ 義援物資） 入出庫管理簿 入出庫（実績入力） 閲覧 棚卸し	配分計画（流通物資・ 義援物資） 入出庫管理簿 入出庫（実績入力） 閲覧	市町村別避難者情報 備蓄一覧 備蓄払出管理簿 備蓄登録

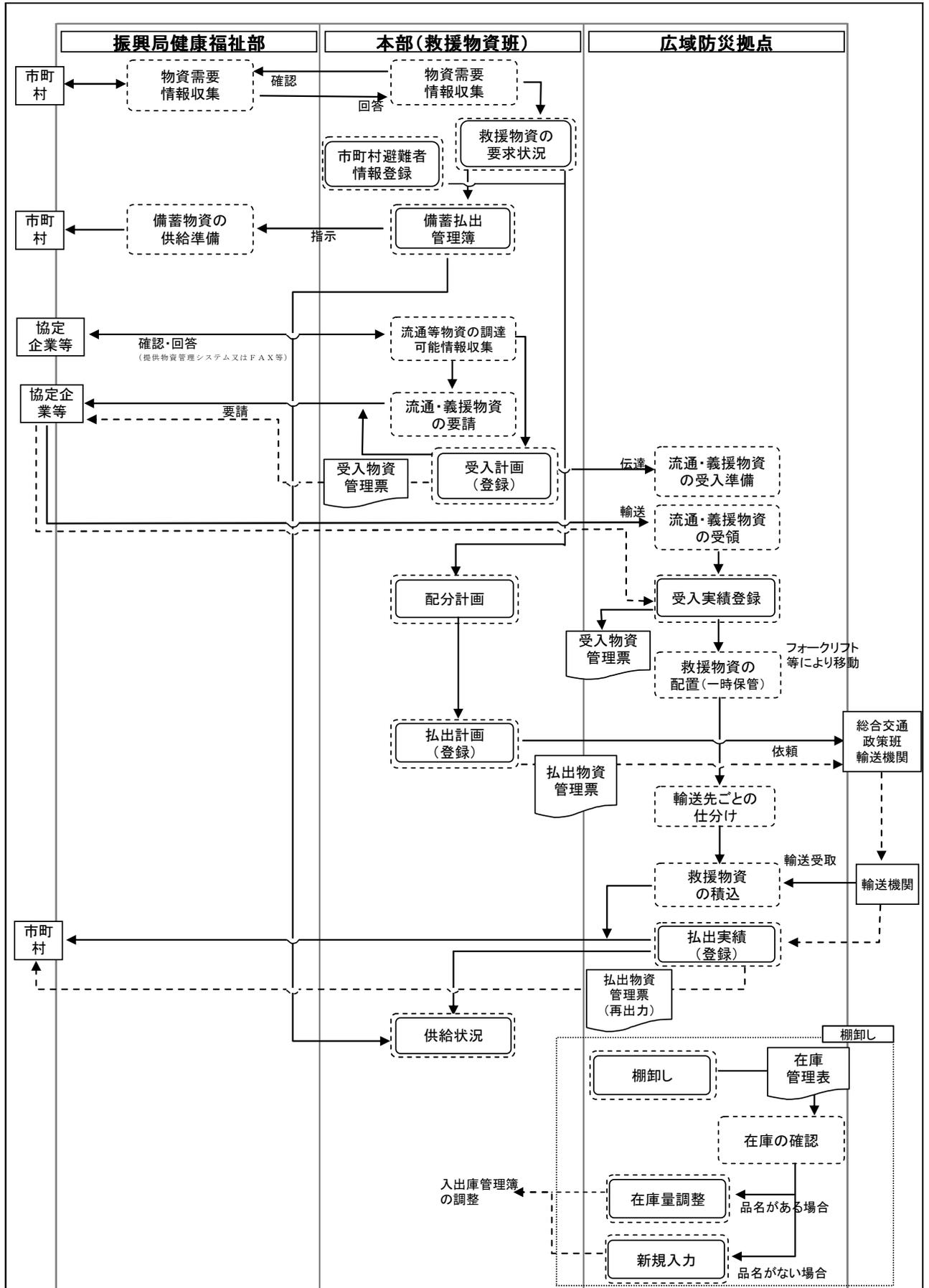
救済物資管理システムの機能2（救済物資管理システム）



管理システムの機能 2（提供可能物資管理システム）



救援物資管理システムを活用した対応の流れ



凡例: [] システム操作を伴わない動き、 [] システム操作を伴う動き、 [] 帳票
 -----> 帳票等の流れ -> その他

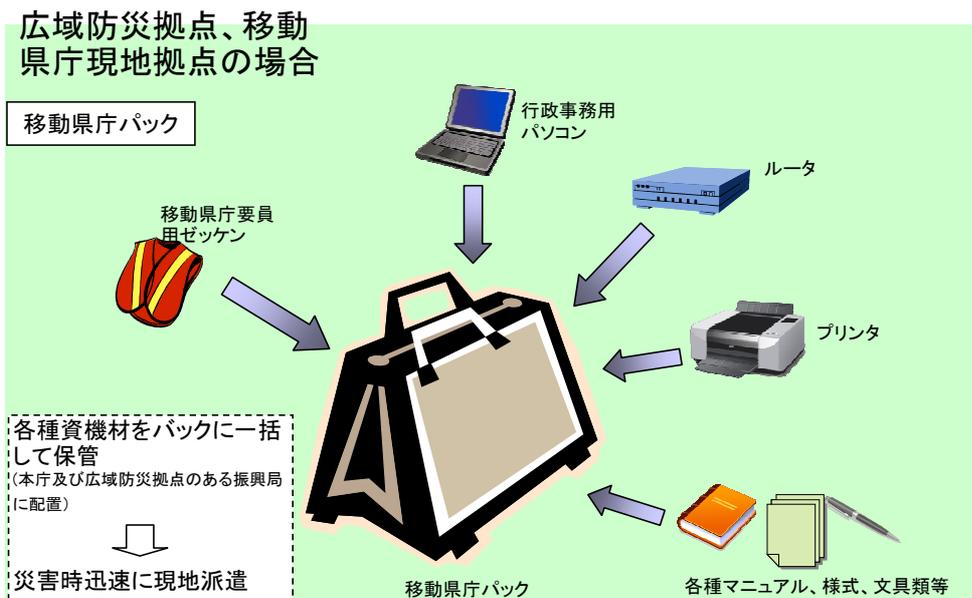
移動県庁用資機材の保管

大規模災害時に必要な資機材をすぐに持ち出せるよう、広域防災拠点や活動先の近隣の振興局に、移動県庁用資機材をバックに詰め込んだ「移動県庁パック」を配備する。

配備場所

広域防災拠点で活用する資機材

近隣の振興局に配備（和歌山市内のみ総合防災課）。



移動県庁用資機材の保管場所一覧

広域防災拠点用	通常時保管場所	災害時活動場所	移動県庁資機材		
			ルータ	行政事務用パソコン	その他
移動県庁資機材(パック①)	総合防災課①	コスモパーク加太	FC01	24-M01 24-M02 24-M03	プリンタPT01、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック②)	総合防災課②	和歌山ビッグホエール	FC02	24-M04 24-M05 24-M06	プリンタPT02、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック③)	伊都振興局	橋本市運動公園	FC05	24-M11 24-M12 24-M13	プリンタPT03、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック④)	西牟婁振興局①	旧南紀白浜空港	FC06	24-M14 24-M15 24-M16	プリンタPT04、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック⑤)	西牟婁振興局②	上富田町スポーツセンター	FC07	24-M17 24-M18 24-M19	プリンタPT05、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック⑥)	東牟婁振興局①	新宮市民運動競技場	FC09	24-M22 24-M23 24-M24	プリンタPT06ゼッケン3枚
移動県庁資機材(予備)	総合防災課④	予備	FC04	24-M09 24-M10	

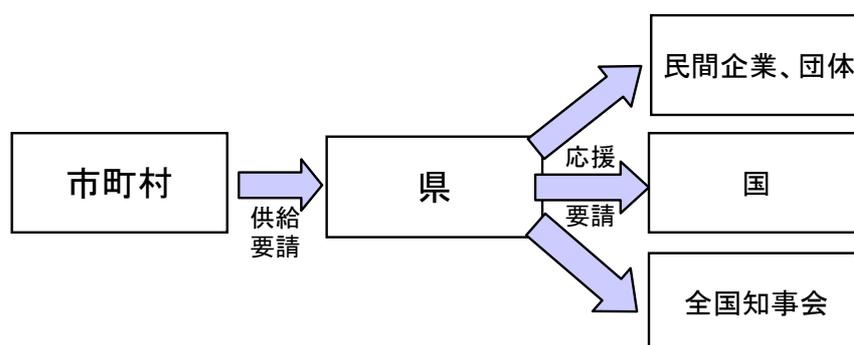
広域防災拠点で必要な資機材

品名	規格等	数量	設置場所
平面可搬型衛星通信装置		1 式	地域振興部総務県民課
可搬型防災行政無線機	IC-VM4525MFT	3 式	地域振興部総務県民課
携帯型防災行政無線機	IC-VH37MFT	2 式	地域振興部総務県民課
特定小電力無線機	UBZ-LK20 (SMC-34、USC-13)	1 0 式	地域振興部総務県民課
南紀白浜富田の水	20 リットルコック入り/箱、賞味期限 5 年	2 2 箱	広域防災拠点
ハンドマイク		4 個	広域防災拠点
懐中電灯		1 0 個	広域防災拠点
ヘルメット		1 0 個	広域防災拠点
ラジオ		2 個	広域防災拠点
カセットコンロ		2 個	広域防災拠点
カセットボンベ		2 組	地域振興部総務県民課
やかん		2 個	広域防災拠点
差込式ランニングゼッケン		5 0 着	広域防災拠点
災害対策用トイレ組織用セット	便袋 200 袋、受けネット 1 枚、強力脱臭剤 10 本、使用済み収納大袋 10 枚	1 式	広域防災拠点
災害対策用和式便器用セット	折畳便器 1 台 (受けネット付)、便袋 20 枚、和式便器用フタ 1 枚、使用済大袋 1 枚等	1 式	広域防災拠点
品名	用途	数量	備考
フォークリフト	物資の搬送	3～5 台	
ブルーシート (大)	野積みの雨よけ用、臨時テント	2 0 枚	物資についてくる分以外
パレット	リフト車で運ぶ際の台	5 0 個	
カート (大)	物資移動用	1 0 台	通常は既存施設で利用できる
スロープ	段差の所を台車やフォークリフトで運ぶため	5 台	
組み立て式のラック (大)	物資の一部保管用	2 0 台	通常は既存施設で利用できる
ハイブリッド発電システム	太陽光発電・風力発電機	5 台	
発電投光機		2 台	協定企業及び応援要員用
メガホン	トラックの誘導や仕分けの指令等	3 個	協定企業及び応援要員用
トランシーバー	広く離れた場所で作業を行うため	3 個	協定企業及び応援要員用
ラジオ		3 個	
ホワイトボード		2 台	
コーン		3 0 個	
長机		2 0 脚	
椅子		2 0 脚	

広域防災拠点 (物資班) において、必要な資機材等の手配を行う。(拠点毎に異なる。)

救援物資の供給要請（市町村からの要請に基づく対応）

- (1) 市町村災害対策本部は、当該市町村で物資が不足する場合に、県災害対策本部に対して救援物資の供給を要請する。
- (2) 県が備蓄している物資を要請のあった市町村に供給するものとし、不足する場合には、災害対策本部が協定を締結している民間企業や団体に救援物資の供給を要請する。
- (3) また、県災害対策本部から国に対して国要領に基づく広域応援の要請を、全国知事会等に対して広域応援協定に基づく応援を要請する。



- (4) 要請は次の事項を明確にして行うものとする。
- ア 品名（規格：分類・中分類・品目・品名）、数量
 - イ 供給希望時期
 - ウ 物資の要請者
 - エ 要請者への引き渡し予定日時、引き渡し場所
 - オ 引取り責任者（職・氏名・連絡先）

市町村からの要請があった場合には救援物資管理システムに必要となる情報を登録する。

救援物資の手配

(1) 備蓄物資

振興局健康福祉部に対して県備蓄物資の搬出を指示する。
指示にあたっては、次の情報を伝達する。

- a 品名（規格：分類・中分類・品目・品名）、数量
- b 物資の要請者（市町村名）
- c 要請者（市町村）への引渡予定日時、引渡場所
- d 引取り責任者（職・氏名・連絡先）

備蓄物資については、振興局健康福祉部へ伝達後、備蓄量の増減状況を記録する。

(2) 協定企業

ア 流通物資の確認

協定締結事業者との通信手段の確保が終わった段階で、協定事業者へ供給可能な内容
数量等の流通物資の確認を行う。

イ 供給可能な物資の品目・数量・調達可能時期

需要情報が確認できない場合、避難状況等を確認し、需要度の高い物資について確
認する。

要請した場合の「引渡場所」及び「引渡方法の確認」を行う。

「まとめ」例

△▲社

「菓子パン」 1,000個

「おにぎり」 2,000個

引渡可能日時 ○月○日○時

引渡場所 △▲社物流センター

●●社

「携帯トイレ」 2,000個

「水」 2Lボトル：1,800本

引渡可能日時 ○月○日○時

引渡場所 和歌山インター店

まとめた上で、需給グループに送付する。

ウ 協定事業者への要請

協定書に定める様式により要請する。

- ・品名（規格：分類・中分類・品目・品名）、数量、引渡場所
- ・引渡希望日時（引渡場所欄に記載）
- ・運搬方法（道路状況、交通規制情報も含む）

要請書を送付する。

- ・FAXによる送信 ・電話による口頭伝達
- ・連絡員派遣による要請書の手渡し

※口頭による要請の場合、物資引渡時に渡す。

要請後の調整を実施する。

- ・引渡日時、場所の決定

市町村からの物資要請状況等の確認を行う。

流通精米、農政事務所物資の要請については、果樹園芸班に協定事業者への要請と同様の手順で実施する。

関西広域連合への救援物資の要請については、協定事業者への要請と同様の手順で実施する。

(3) 義援物資

ア 要請内容の確認

国や他府県から救援物資の供給の申し出があった場合には、次の内容を確認する。

(ア) 品名（規格：分類・中分類・品目・品名）、数量

(イ) 引渡場所、引渡予定日時

(ウ) 運搬方法

イ 留意事項の伝達

(ア) 物資は県から要請するまでは送らないこと（要請までは提供者が保管）。

(イ) 県が指定する場所（物資集積地）までの搬送は、提供者が行うこと。

(ウ) 物資は、品名毎に梱包し、梱包外面に内容物や数量を記載すること。

(エ) 物資の輸送者に受入物資管理表を渡し、搬送先まで持参させること。

ウ 要請

確認後、要請する段階で次の事項を提供者に伝達する。

(ア) 要請する物資の内容（品名「規格：分類・中分類・品目・品名」、数量

(イ) 送付先（原則、「取りに来て欲しい」はお断り）

(ウ) 送付予定日時（いつ・どういう手段で送付するのか）

義援物資の受付方針

- 1 個人からの義援物資の受付は行わない。
- 2 企業等からの提供物資であっても不用・不急の物資（革靴、背広等）などは受け付けない。
- 3 一方的な物資送りつけを防ぐため、報道機関から「個人からの義援物資は受け付けない」方針を発表する。（物資集積場所等の送付先は公表しない。）

(4) その他

備蓄物資、協定による流通物資、義援物資の在庫状況などにより、要請情報と調達情報により調達先を決定することに注意すること。

参考例

要請A（ミネラル水2Lボトル：1800本）→●●飲料へ要請

要請B（毛布300枚）→県備蓄毛布を供給（A振興局100枚、B振興局200枚）

要請C（紙皿1000枚、箸1000個、ゴミ袋1000枚）→△▲社へ要請

要請D（パン、おにぎり各1500個）→●●社へ要請

プッシュ型物資配分計画（1人あたりの需要量）

品名	県備蓄物資の場合		配分計画	
	規格	保存期間		
梅粥(アルファ化米)	50袋/箱	5年	3袋	日
白飯(アルファ化米)	50食/箱		3食	日
缶詰パン	24缶入/箱「生命のパン」		3缶	日
アルミ袋入りコッペパン	50袋/箱		3袋	日
長期保存食品	60食/箱 ※アルパインエア社製セーフティセット、サバイバルフーズ	10年	3食	日